

岩手県の最低工賃

婦人・男子既製洋服製造業・電気機械器具製造業

家内労働者に業務を委託する委託者は、次のことを守ってください

1. 上記の該当業種で次頁以降に掲げる業務については、最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
2. 工賃は原則として、現金でその全額を支払ってください。ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金または貯金への振込により支払うことができます。
支払日は、家内労働者より製品を受領した日から1か月以内、又は毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
3. 家内労働手帳を家内労働者に交付し、仕事を委託するときはその都度、次のことを記入してください。
 - (1) 原材料の受け渡しの都度 → 委託をした業務の内容、納入させる製品の数量、工賃の単価、工賃の支払期日、納品の期日等
 - (2) 製品の受け渡しの都度 → 製品の受領年月日、受領した製品の数量、工賃の支払額
 - (3) 工賃を支払う都度 → 支払った工賃の額、工賃の支払年月日
4. 家内労働者ごとに氏名、生年月日、性別、住所が記載された帳簿等を備え付け、委託、製品の受領及び工賃支払の都度、次のことを記入してください。この帳簿は最後に記入した日から3年間保存しなければなりません。
 - (1) 原材料の受け渡しの都度 → 委託年月日、委託をした業務の内容、工賃の単価、納品の時期、工賃の支払期日等
 - (2) 製品の受け渡しの都度 → 製品の受領年月日、受領した製品の数量
 - (3) 工賃を支払う都度 → 工賃支払年月日、支払った工賃の額

◎委託状況届等を労働基準監督署に提出し、帳簿を営業所に備え付けましょう

1. 委託状況届の提出

委託者は、この法律の適用を受ける委託者になったときは遅滞なく、それ以後は定期の届出として毎年4月1日現在において委託している仕事の内容や家内労働者数などについて4月30日までに、営業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません(家内労働法第26条)。

2. 家内労働死傷病届の提出

委託者は、家内労働者又は補助者が委託した業務に関し負傷したり、疾病にかかり4日以上仕事を休んだり、死亡した場合には遅滞なく営業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません(家内労働法第26条)。

◎仕事による災害を防止するため必要な措置をとりましょう

委託した仕事で使用する機械や原材料によって、家内労働者がケガをしたり病気になったりしないよう次のことを守りましょう。

委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、危害防止のため、次のような措置を講じなければなりません(家内労働法第17条)。

【措置事例】

- プレス機械などについては、安全措置を取り付けること。
- 機械の回転軸、バフ盤などについては、覆いを取り付けること。
- その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を記載した「作業心得」などの書面を交付すること。
- 有機溶剤を含んだ絵具・接着剤などの有害物については、漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示すること。

詳しいことは下記へお問い合わせ下さい

岩手労働局 労働基準部 賃金室 019-604-3008

盛岡労働基準監督署	019-604-2530	一関労働基準監督署	0191-23-4125
宮古労働基準監督署	0193-62-6455	大船渡労働基準監督署	0192-26-5231
釜石労働基準監督署	0193-23-0651	二戸労働基準監督署	0195-23-4131
花巻労働基準監督署	0198-23-5231		

岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者 岩手県の区域内で婦人・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	ワンピース 又は ブラウス	ジャケット 又は コート	スカート 又は スラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	2か所につき	20 円	20 円	20 円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	14 円	14 円	
まつり	針目が3cm間に4針以上	10cmにつき	9 円	9 円	9 円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	21 円	21 円	21 円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき			21 円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	21 円	21 円	21 円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	15 円	15 円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	2か所につき	14 円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	7 円	7 円	7 円
	根巻きあり	1個につき	9 円	9 円	9 円
	カボタン付き、根巻きあり	1個につき	11 円	11 円	11 円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	2か所につき	11 円	11 円	11 円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8 円	8 円	8 円
セツパ止め	3針以上	2か所につき	8 円	8 円	8 円
タッキング止め	3針以上	1か所につき			5 円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8 円	8 円	8 円
肩パット付け	3か所以上、ループ止め	2か所につき	28 円	28 円	
糸くず取り		1枚につき	22 円	22 円	15 円

(2) 男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	単 位	金 額		
			背広上衣 又は ジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	42円		
そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	176円		
前裏すそまつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	65円		
見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき	101円		
そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき	75円		
背裏鎖止め	鎖系ループの長さ1cm	1枚につき	15円	19円	
ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(65cm)につき	68円	128円	
ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1枚につき	10円	9円	
ボタン付け	大ボタン(4つ穴)、糸足つき根巻きあり	1個につき		16円	
	中ボタン(4つ穴)、糸足つき根巻きあり	1個につき		16円	
	中ボタン(4つ穴)、根巻きあり	1個につき	11円		
	小ボタン(4つ穴)、根巻きなし	1個につき	9円	14円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1個につき			11円
腰裏タッキング止め		1本につき			6円
腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき			10円
前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき			14円
天ぐ裏まつり		1本につき			14円
シックまつり		1本につき			26円
小またちどり		1本につき			14円
内またちどり		1本につき			19円
尻縫目ちどり		1本につき			15円
糸くず取り			1枚につき	29円	92円

発効年月日 平成29年5月21日

岩手県電気機械器具製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者 岩手県の区域内で電気器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、1個(自動車用ワイヤーハーネスのチューブ通しにあつては1本)につき、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ス イ ッ チ	端子入れ	端子が2個のもの	1円70銭
コ イ ル	からげ	端子が2本、線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下で、かつ、2回からげるもの	1円56銭
	巻線	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下で、かつ、巻数25回のもの	2円52銭
コ ネ ク タ	端子入れ (コネクタ本体の組立において、連続端子を差すことをいう。)	10芯以上20芯以下の連続端子を2枚差すもの	78銭
基板電子部品	足曲げ	2本の足曲げを行うもの	48銭
	足カット	2本の足カットを行うもの	58銭
自動車用 ワイヤー ハーネス	カプラー差し (電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。)	単線1本のもので、かつ、電線の長さが2メートル以下のもの	69銭
	チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。)	チューブの長さが15センチメートル以下のもの	58銭
ト ラ ン ス	手作業によるコア詰め (E・Iコアを交互差しするものに限る。)	コアの長さが48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下積むもの	10円43銭

発効年月日 平成28年5月18日